

電子申告の義務化の対象法人一覧表（概要）

法人の区分			法人税等	消費税等	
内国法人	普通法人	株式会社等	資本金の額等が1億円超	○	○
			資本金の額等が1億円以下	×	×
		受託法人(法人課税信託)		×	×
		相互会社		○	○
		投資法人		○	○
		特定目的会社		○	○
	公共法人	国・地方公共団体		—	○
		国・地方公共団体以外	資本金の額等が1億円超	—	○
			資本金の額等が1億円以下	—	×
	公益法人等	資本金の額等が1億円超		○	○
		資本金の額等が1億円以下		×	×
	協同組合等	資本金の額等が1億円超		○	○
		資本金の額等が1億円以下		×	×
	通算法人	資本金の額等が1億円超		○	○
資本金の額等が1億円以下		○	×		
人格のない社団等			×	×	

(注) 1 資本金の額等の判定は事業年度開始の日で行う。

2 設立根拠法に

- ① その資本金又は出資金自体について規定されているもの、
- ② その資本金又は出資金の出資について規定されているもの、
- ③ 上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されているもの

については、資本金の額又は出資金の額が1億円超か否かで対象を判定する。それ以外の法人は一律義務化の対象外。

3 連結納税が適用される法人税申告については、親法人が上記基準に該当すれば電子申告の義務化の対象。

なお、法人税で連結納税を適用している場合でも、消費税等の申告については、連結グループ内の個々の法人ごとに、上記基準により、電子申告の義務化の対象か否かを判定する。

4 外国法人については電子申告の義務化の対象外。